

市町村合併と市町村名称の選択

村山 研一

【要旨】

平成の市町村大合併によって市町村数は半数近くに減少した。多くの市町村名称が消えると共に、多くの新市町村名が生まれた。本稿では、特に新設方式をとった市町村がどのように新市町村名称を選択したかを分析した。命名方式をいくつかに分類してみると、50%近くは従来の市町村名を継承し、40%近くが地域の地名（広域名、地域の通称名、自然地名等）を採用した。しかし、合成地名と創作地名という変則も10%近くあった。ただし、変則的命名は、明治の大合併と比較して比率が高くなっているわけではない。特に合成地名の比率は低くなっていると推測できる。しかし、少数であっても変則の範囲が拡大し、さらに、かな使用の市町村名称が急増しているということが、新たな現象および問題として指摘できる。論文の最後で、市町村名の機能について検討したが、変則的な命名は、一般的には市町村名が果たす機能を弱体化するものと判断せざるを得ない。

キーワード 市町村合併、市町村名称、改名効果、創作地名

1. 平成の市町村合併

本稿では、平成の大合併で、合併した市町村がどのような市町村名称を選択したか、またどのように市町村名を選択することが妥当であったのかという問題を取り上げたい。

近代の日本は、これまで3回、大がかりな市町村合併を経験してきた。第一回は、1888年（明治21）の明治地方制度（市制、町村制）の成立時であり、旧来からの村や町を行政団体として確立させるために適正規模化することを目的としていた。この時は、明治政府は300戸から500戸を1村とすることを標準としており、¹⁾平均して5つの村が

1つの村に統合された。第二回目は昭和の大合併であり、1953年10月から3年間の期限で町村合併特例法が施行され、市町村合併が強行された。この時は、戦後の六三制の導入等による市町村の業務拡大によって財政需要が拡大し財政危機が深刻化した結果、市町村の適正規模化が必要となったことが大きな要因であると言われている²⁾。

ここで問題とするのは平成の市町村大合併であるが、総務省のホームページに掲載された資料では実績は表1の通りである。(年度で表示されていることに注意されたい。)同資料は後述の理由で平成11年度から始まっており、ここを起点として計算するならば、平成20年度末までに612件の合併が成立し、市町村数は3,232から1,777へと45%減少している。

平成の合併は、1998年(平成10)の第25次地方制度調査会答申と翌年の地方分権推進計画によって、地方分権を進めるために基礎的自治

表1 市町村合併の実績(平成11年度～平成21年度)

年 度	件 数	合併関係 市町村数	市町村数	
			前年度末	当年度末
H11年度	1	4	3,232	3,229
H12年度	2	4	3,229	3,227
H13年度	3	7	3,227	3,223
H14年度	6	17	3,223	3,212
H15年度	30	110	3,212	3,132
H16年度	215	826	3,132	2,521
H17年度	325	1,025	2,521	1,821
H18年度	12	29	1,821	1,804
H19年度	6	17	1,804	1,793
H20年度	12	28	1,793	1,777
H21年度 (H22.3.31まで)	13	37	1,777	1,753
計	625	2,104		

総務省 HP による。平成21年度は、見込み件数を含む。

体（市町村）の体力の強化が求められたことが出発点にある。昭和の大合併の後、市町村合併を更に進めるために1965年に市町村合併特例法が施行された。同法は10年の時限付であったが、改正の積み重ねで適用期間が延長されていった。そして、1999年（平成11）4月より施行された地方分権一括法に合わせて合併特例法の改正も行われ、合併を促進させるための優遇措置が盛り込まれた³⁾。しかし、数年間は合併が進まず、平成15年度になって合併へと向かう動きが生まれ、平成16年度（2004）と17年度（2005）の2年間に合併が集中した。これは、2002年（平成14）6月に、小泉内閣の「三位一体改革」の進展によって、地方交付税が削減されたことがきっかけとなっている。この時に予算を組めない市町村が続出し、一種の恐慌状態が生じて合併の流れが加速したことによる。

市町村合併を実際に進めたのは、住民の意向でも、地方分権化の理念でもなく、市町村の財政状況（交付税および補助金の削減）であった。このような事情は明治の大合併、昭和の大合併と変わらない。合併は多くの場合、住民が望んだことではなく、市町村財政危機による数あわせであった。

市町村合併の真の要因が財政的な問題であることは、合併の都道府県別動向を追うことによって、間接的に検証できる。

都道府県単位で、平成11年度から平成17年度までの合併の実績を眺めてみよう⁴⁾。この期間に市町村減少率が60%を超えた都道府県は10あった。最大の減少率を示したのは広島県で73.3%（86市町村→23市町村）、二位が愛媛県（71.4%：70→20）、三位が長崎県（70.9%：79→23）と続く。その結果、6都道府県で市町村数が20を下回る結果となった。（富山県15、福井県17、大分県18、香川県18、石川県19、鳥取県19。）

他方、大都市圏では市町村合併の事例は非常に少ない。減少率の

下位三位を拾ってみると、大阪府（2.3%：44→43）、東京都（2.5%：40→39）、神奈川県（5.4%：37→35）と大都市圏の都府県が並んでおり、比較的財政状態が良好な大都市圏の市町村にとっては合併の必要性は少なかったと考えることが出来る。

この時の合併特例法は2004年度末に失効したが、2004年度中に合併を決定し2005年度末までに合併を実施した自治体については適用された。2004年5月には新たな特例法（新法）が制定され2005年度より施行されている。新法においても合併を進めるための優遇措置が盛り込まれているが、旧法ほど手厚くない。新法も2010年3月に期限切れとなるが、延長は予定されていない。（なお、便宜的に1999年度の改正から2004年度に失効するまでの合併特例法を旧法と呼ぶ。）

平成の市町村合併のブームは旧法のもとで生じたものであると判断できるので、本稿では同法の実質的有効期間（1999年度から旧法による合併が有効性をもった2005年度まで）に限定して合併をとりあげたい。

2. 合併と市町村名称

平成の大合併によって、市町村数は半分強に減少した。昭和の大合併では、市町村数を三分の一に減少させることを目標としたがほぼ達成された⁵⁾。溯って明治の大合併では、既述のように町村数は五分の一に減少している。市町村数の減少は市町村名の減少でもある。明治の初めから数えれば、少なくとも7万近い市町村名がこれまで消滅していることになる。合併によって新規に作られた市町村名があることを考えるならば、消滅した市町村名の数はさらに増える。これまで、市町村合併によって膨大な数の市町村名が減少したことを問題とする論評があった。また、これまでの地名の命名原則からは大きく外れた新市町村名が次々と作られたことを批判する発言も多くあった⁶⁾。地名は

文化財であるという視点からすれば首肯できるし、筆者の基本的認識もそれと大きく変わるわけではない。

しかし別の視点から合併による市町村名の消滅という問題を考えることもできる。かつては（明治の大合併以後も）、膨大な数の市町村名が存在しており、全国の人々がその存在を認知できるものは限られた数に過ぎなかった。また、全国に同一市町村名は数多く存在しており、このような状況では市町村名称の弁別的機能はそれほど高くなかった。市町村名称は、多くの場合、県の中で市町村を識別する程度の機能しか持ち得なかった。しかし、市町村がこれだけ減ることによって、その名称によって自己の存在を全国に明示ことは、逆に容易になったはずである。市町村合併は市町村名称を変更するチャンスでもある。新市町村名称の選択によっては、市町村が存在を明示することも可能になり、存在を曖昧にしてしまうことにもなりかねない。もちろん、命名だけで市町村の命運が決するわけではないが、これまであまり注意されていない重要な要素である。

ここで、合併による命名効果として、注目したいのは安曇野市の事例である。2005年10月に、長野県南安曇郡の穂高町、豊科町、堀金村、堀金村と、東筑摩郡の明科町の5町村が合併して安曇野市が成立した。安曇は古くからの名称であるが、安曇野という名称がいつ頃から使われるようになったかはよく分からない。ただ、大正はじめの『松本と安曇』（平瀬1915）という案内書にはつぎのような記述がある⁷⁾

「六万石の松本平を梓川から犀川にかけて二つに分けて東を筑摩野（つかまの）とし、西を安曇野とする。その安曇野は即ち、南北安曇郡の平野で中央山系（所謂日本アルプス）の連峰を背にして至るところ自らなる清流を迸らし、南は安曇村（南安曇）より北は北小谷村（北安曇）に至る延長二十余里に亘る村々のうち、所謂大町平以南の平坦

部の総称である。」(p.17)

梓川および犀川の西側、大町以南の平坦部とあるので、地理的には安曇野市の範囲とほぼ重なる。また、礫山館建設やわさび田の開田などによって作られた安曇野の文化と観光のイメージ、臼井吉見の『安曇野』などの文学作品によって作り出された地域イメージ、このようなものがさらに付け加わり、「安曇」という名称とは異なった地域イメージを表示していると判断できる。(さらに、「安曇村」の名称が松本市に合併して消滅したことも、有利に働いていると思う。)

合併の命名効果を例証するものとして、たとえば、ブランド総合研究所が実施した「都市の好感度調査」(2006年)がある。この調査では市だけが調査対象となっているが、長野県内の市のうち、最も好感度の順位が高いのが「安曇野市」(39位)であり、命名効果が大きかったのではないかと判断できる。⁸⁾ 合併直後であるにもかかわらず安曇野市の知名度と好感度は高く、命名効果が現れたと考えられる。

合併によって消える市町村名がある。また、新たに生まれる市町村名がある。平成の合併においては、新市町村の命名について、由緒ある地名の消失、珍名・奇名の出現という視点から問題点がしばしば指摘されてきたが、改名によって潜在的な地域イメージを発掘させて市町村の存在を明示するという効果が現れる場合もあったことに注意する必要がある。

3. 明治の市町村合併と市町村名称の変化

平成の市町村合併において、合併市町村はどのような名称を選択したか。この問題にアプローチするために、明治の町村合併ではどのようにして合併後の市町村名称が選ばれたかを観察してみよう。

明治の市制・町村制の施行時には、内務大臣訓令第352号(明治21

年6月13日)で町村合併標準が提示されたが、第6条で町村名については次のような指針が示されている⁹⁾。

「合併ノ町村ニハ新ニ其名称を選定スヘシ、旧町村ノ名称ハ大字トシテ之ヲ存スルコトヲ得、尤大町村ニ小町村ヲ合併スルトキハ其大町村ノ名称ヲ以テ新町村ノ名称トナシ或ハ互ニ優劣ナキ数小町村ヲ合併スルトキハ各町村ノ旧名称ヲ参互折衷スル等適宜斟酌シ勉メテ民情ニ背カサルコトヲ要ス、但町村ノ大小ニ拘ハラズ歴史上著名ノ名称ハ可成保存ノ注意ヲ為スヘシ」

明治政府による新町村の命名指針を次のようにまとめることができる。

- (1)大町村と小町村が合併するときは、大町村名を採用する。
- (2)著名な名称が存在する時は、その名称を採用する。
- (3)規模に差のない小町村同士が合併するときは、旧町村名の一部をそれぞれとって合成する。

ここで挙げられた指針は、昭和の合併、平成の合併においてもそのまま活用されている。指針の第三は現在では地名研究者によって「合成地名」と呼ばれているが、明治の大合併時にルール化されていたことが分かる。

明治の市町村合併の結果、71,314の町村が15,820に減少した。(数字は明治21年末と明治22年末の比較である。)

亀卦川1940には、町村名の選定について静岡県の事例が紹介されている。それをもとに整理すると、実数と比率は次のように分布している。なお、合併町村の総数は336である。(pp.271-275)

A：旧町村名 133 (39.6%)

B：郷名、郡名、通称	117 (34.8%)
C：地形、山河等の名称	48 (14.3%)
D：折衷（合成地名）	39 (8.9%)
E：神社名	3 (0.9%)
F：縁故なし	5 (1.5%)

上記の内、Aが指針の(1)、B、C、E、が指針の(2)、Dが指針の(3)に対応していると考えることができる。比率では(1)が39.6%、(2)が50.6%、(3)が8.9%となる。問題となるのはFの「縁故の令名なきにより人民の希望のみに依るもの」と分類されているものであり、いずれの原則からもはずれると判断される。おそらくは、そのほとんどは後述の瑞祥地名（もしくは佳名）に該当すると推測される。

より大きなサンプルで、明治の大合併時における新町村名の命名傾向を分析したのが、井戸庄三の研究である。（井戸1976）井戸は、15府県4,041の町村について、新市町村名の命名を12種類（下位分類を含めると17種類）に分類している。それを上記集計となるべく比較可能となるように、筆者が再集計したのが以下の数字である。

A：旧町村名	1,149 (26.9%)
B：総称、通称	1,277 (31.6%)
C：自然名称、地形名称	397 (9.8%)
D：合成地名	395 (9.8%)
E：社寺名称、歴史史蹟	150 (3.7%)
F：人為名称	557 (13.8%)
G：その他、不明	116 (2.9%)

なお、合成地名とした部分は、元の論文では「合成名称」と「並列

名称」(複数の地名を並べる)に区分されている。上記分類では便宜上一括したが、並列名称は10(0.2%)に過ぎない。

問題となるのは「人為名称」が13.8%となっており、亀卦川1940の静岡県事例と比較すると、比率がかなり高くなっていることである。市町村名の名称を分類するときには判断のぶれがでてくるが、特にそれが大きいのが「縁故なき地名」もしくは「人為名称」とされている部分である。井戸の論文では、(1)全く新しく人為的に作り出したもの(4.6%)、(2)多少とも地域の地理的特性を考慮して人為的に作り出したもの(2.8%)、(3)多少とも旧来の地名を考慮して人為的に作り出したもの(4.7%)、(4)地域の歴史的特色を考慮して人為的に作り出したもの(1.6%)、このように下位区分している。挙げられている事例を見るならば、(1)と(2)は瑞祥地名と解釈することも可能である。また、(3)については合成地名に、(4)については社寺名称・歴史史蹟に分類可能であるように思える。

合併により新市町村が誕生するとき、市町村名が旧来の市町村名の一つを継承したり、その土地の自然地名等を使用するのであれば、人々は違和感を覚えないだろう。明治の町村合併データの場合には、(1)合併前の一つの町村名を使う、(2)郷名、郡名、地域の通称名等を使う、(3)自然地名、社寺や史蹟などに由来する文化的地名を使う、この3つの方法が違和感のない命名法であり、先行研究を参考にすると、少なくとも合併事例の70~80%は占めていたと推測できる。しかし、これ以外にも2つの方法が採用されていた。(4)複数の町村の頭文字等を使って地名を合成するという方法は、政府による合併の指針の中に取り上げられていたものであったが、10%近くを占めていたと推測できる。この他にも、指針では記載されていないが、(5)全く新しく人為的に町村名を作るといった方法もとられていた。最後のものについては、分類基準の作り方によって数値は変動するが、合成地名と同程度はあ

ったのではないかと推定できる¹⁰⁾。

4. 市町村名称の選択：長野県の場合

平成の市町村合併の全国的状況についての統計的観察に赴く前に、長野県の事例を取り上げてみたい。長野県はここで対象としている期間中に市町村数が120から81へと減少した。減少率は32.5%であり、減少率の順位は35位である。長野縣市町村の合併後の市町村名選択については表2にまとめた。

合併には二つの方式がある。第一は編入であり、第二は新設である。(後述) 編入の場合には市町村名は原則として変更しないが、新設の場合には、市町村名を決めなければならない、合併前の一自治体の名前

表2 長野県の合併市町村（平成11年度～17年度）

No.	新市町村	合併形式	合併時点	合併市町村					新市町村名
1	長野市	1	2005.1	長野市	大岡村	豊野町	戸隠村	鬼無里村	旧名
2	松本市	1	2005.4	松本市	四賀村	奈川村	安曇村	梓川村	旧名
3	上田市	2	2006.3	上田市	丸子町	真田町	武石村		旧名
4	飯田市	1	2005.10	飯田市	上村	南信濃村			旧名
5	伊那市	2	2006.3	伊那市	高遠町	長谷村			旧名
6	中野市	2	2005.4	中野市	豊田村				旧名
7	大町市	1	2006.1	大町市	八坂村	美麻村			旧名
8	塩尻市	1	2005.3	塩尻市	楢川村				旧名
9	佐久市	2	2005.4	佐久市	白田町	浅科村	望月町		旧名
10	千曲市	2	2003.9	更埴市	上山田町	戸倉町			河川名
11	東御市	2	2004.4	北御牧村	東部町				合成
12	安曇野市	2	2005.10	豊科町	穂高町	三郷村	堀金村	明科町	地域名
13	佐久穂町	2	2005.3	佐久町	八千穂村				合成
14	長和町	2	2005.10	長門町	和田村				合成
15	阿智村	1	2006.1	阿智村	浪合村				旧名
16	木曾町	2	2005.11	木曾福島町	日義村	開田村	三岳村		郡名
17	筑北村	2	2005.10	本城村	坂北村	坂井村			通称
18	飯綱町	2	2005.10	牟礼村	三水村				山岳名

合併形式 1：編入、2：新設

が採用される場合もあるが、新しい名称を採択することも可能になる。

網掛けのセルは、消滅した市町村名である。これを、簡単に3つにタイプ分けして集計すると、以下のようになる。

旧市町村名（新名を作らず）	10（うち、編入6、新設4）
合成地名（新地名）	3
その他	5

編入方式をとる場合は編入する市町村の名称が存続することは当然として、新設のうち4事例においては市と町村との合併という形をとったために、市名が存続する結果となった。合成地名は3事例である。

その他と分類したものについてみていくと、千曲市は河川名、安曇野市は広域を指す通称を、飯縄町は山岳名称を採用した。木曾町は郡名を、筑北村は筑摩（もしくは東筑摩郡）の北部という意味で使われていた通称名を採用した。

安曇野市の改名効果についてはすでに述べたので、他の事例についても述べておこう。

千曲市については、水源を川上村山中に発し新潟県との県境に及ぶ長い河川の名称をつけることの是非が問題となる。（後述の僭称の問題。）名称と自治体の領域が対応しているか否かが名称決定の課題であり、ずれが存在する場合、人々が違和感を抱く可能性もある。他方、合併前の更埴市の立場から考えれば、改名前の自治体名称が合成地名（更級と埴科）であり、その音の響きから一部の不評を買っていたという事実を考えれば、改名のチャンスを活かしたと評価することができよう¹¹⁾。飯綱町の場合には、飯縄山が長野市と跨って存在しているので、僭称と言われる可能性もある。

木曾町については、地名と市町村領域の関係では問題がないが、木

曾郡内に木曾町、木祖村、南木曾町と、似通った名前が並ぶ結果となったことが課題となろう。

筑北村の場合には、合併町村や周辺自治体の住民には納得できるものの、長野県外の人々にとっては所在場所の判断がつきかねるということが課題となる。(現に茨城県には平成の合併で筑西市が生まれている。) 同じことは、合成地名全般についても言える。東御市、佐久穂町、長和町という自治体名称の音の響きや文字の配列には違和感は起きないが、地域外の人々にとってはどのようなイメージが浮かぶであろうか。合成地名という手法自体が、合併時の妥協と地域統合のための手段として使われる傾向があり、内部的事情を優先したものとなる。しかし、後述するように、市町村名には外部の人々に場所と存在をアピールするという機能もあり、合成地名はそのような対外的機能を犠牲にしてしまう。

なお、ここで対象とする期間以降では平成21年3月末に阿智村が合併し(清内路村を編入)、平成21年度中に長野市(信州新町と中条村の編入)が予定されているが、何れも編入方式である。また、松本市の合併(波田町を編入)も平成21年末に実施することに決定した。

5. 平成の市町村合併における市町村名の選択：統計的観察

5.1. 分析対象と分析方法

本節では、平成の市町村合併において合併市町村がどのような選択をしたかを統計的に観察してみたい。最初に、使用する資料と資料の操作方法について最初に簡単に述べておきたい。

平成の市町村合併については、総務省ホームページの市町村合併コーナーに全事例が掲載されている。同ホームページ(<http://www.soumu.go.jp/gapei/>)に掲載された資料を使用して分析を行った。¹²⁾

同ファイルでは、平成11年度以降21年度(平成21年度は予定も含

む)までの合併件数の一覧が掲示されているが、旧法の実質的適用期間である1999(平成11)年度から2005(平成17)年度までの合併データを使用した。当該期間において582件の合併がなされていた。しかし、このうち、同一市町村(群)が複数回係わった合併件数は46件あり、平成17年度末の合併後の市町村で計算すると、17市町村が2回、4市町村が3回の合併を期間中に行った。その市町村名(合併後)を挙げるならば、以下の通りである。(かっこ内は当該期間中の合併回数¹³⁾)

福島県会津若松市(2)、群馬県高崎市(2)、埼玉県さいたま市(2)、新潟県新潟市(3)、同長岡市(2)、同新発田市(2)、同南魚沼市(2)、山梨県北杜市(2)、同富士河口湖町(2)、静岡県静岡市(2)、愛知県田原市(2)、滋賀県東近江市(2)、同米原市(2)、広島県福山市(3)、同尾道市(2)、同廿日市市(2)、同呉市(3)、香川県高松市(3)、福岡県宗像市(2)、佐賀県唐津市(2)、長崎県佐世保市(2)

本稿では、合併完了後の自治体を単位として分析を行う。サンプル総数は557市町村となる。これら市町村の合併時に編入、新設のいずれの方式をとったのか、合併に伴って市や町への昇格を伴ったのか、合併後の町村名称をどのように選択したのか、このような観点から集計する。なお、複数回の合併を行った市町村については、合併による効果の総量をもって変数とする。

5.2. 合併の方式および昇格の有無

既述のように、市町村合併には編入と新設の2つの方式がある。編入のばあいには、通常は中核的市町村に周辺自治体が吸収されるという形をとる。それゆえ基本的には、編入する側の自治体のルールに、

編入される側の自治体が合わせなければならない。市町村名称についても、同様のことが予想される。一般には、編入する側と編入される側との間にパワーの差が存在する場合には編入方式が成立し、パワーの差が存在しない場合には新設方式が成立しやすいと考えることができる。

そこで、合併の方式と自治体の地位（市町村のいずれであるか）との関係、合併による地位の変更（昇格）について集計を行った。複数回の合併を行っている場合には、全てが編入の場合には編入と扱い、新設と編入が含まれている場合には新設と扱った。なお、21の自治体事例を見る限り、初回が新設の場合でも二回目以降は編入方式がとられており、新設方式を複数回採用している自治体は存在しなかった。¹⁴⁾

表3 合併の方式と合併後の自治体の地位

	市	町	村	合計
編入	109	3	2	114
	95.6	2.6	1.8	100.0
新設	289	151	3	443
	65.2	34.1	0.7	100.0
合計	398	154	5	557
	71.5	27.6	0.9	100.0

上段は市町村数、下段は行和に対する比率。
以下、同様。

表4 合併の方式と合併後の自治体の地位の変化

	変化なし	町から市	村から町	
編入	109	5		114
	95.6	4.4		100.0
新設	320	119	4	443
	72.2	26.9	0.9	100.0
合計	429	124	4	557
	77.0	22.3	0.7	100.0

また、地位の昇格の有無については、合併の対象市町村のうち地位が最も高かった市町村（市町村の地位は、市>町>村と見なす）の地位を合併前の地位と判断した。市への昇格を伴う合併とは、合併以前の自治体がすべて町村であった事例を指している。

表3によれば、編入により合併した自治体は95.6%が市となっており、新設方式の65.2%と較べて明らかに市の比率が高く、ほとんどが市の地位を伴っていることが分かる。ただし、これは合併の結

果による状態であるので、合併以前の状態は分からない。表4では、自治体の地位の変化が伴っているかどうかを、合併の方式との関連で集計してある。これによると、編入方式の場合はほとんどが自治体地位の変化を伴わず、それゆえ、合併前の状態において中核自治体がほとんどの場合、市であったことが分かる。他方、新設方式では27%が自治体の地位の昇格を伴っていた。

5.3. 市町村名称の選択

合併による市町村名の選択という問題は、新設方式をとった自治体に固有の問題であると考えることが出来る。編入方式の場合には編入する自治体の名称が継承される筈なので、通常、市町村名称の変化は伴わない。実際の集計では、97.4%が編入する自治体の名称をそのまま使っているが、例外が3自治体あった。新潟県妙高市（中核自治体は新井市）と茨城県常陸大宮市（大宮町）、常総市（水海道市）である。妙高市の場合には、新井市、妙高高原町、妙高村の3自治体の合併であるが、非中核自治体である妙高村の名称に変更したというよりは、妙高山という知名度の高い自然地名に変更したものと考えた方が理解しやすいと思う。常陸大宮市の場合には、常陸という旧国名を付加することによって、存在を明確にしようとしたと推測できる。

編入方式においては市町村の命名という問題は基本的に存在しないが、新設方式をとる場合には重大問題となる。合併対象となる市町村名のいずれかを採用するか、いずれでもない名称を採用するかを決めなければならない。合併する市町村の中に合併後の自治体を表現するのに適切なものがない場合には、何らかの方法で新しい市町村名を決めなければならない。実際に新設方式をとった自治体では、どのような方法をとったであろうか。

合併のデータを市町村名称の選択方法という観点から分析するため

に、新自治体の名称を次の7カテゴリーに分類して集計した。判断に困る場合には、市町村のホームページや片岡2006などを適宜参照して判断した。

1：継承 新自治体が合併前の複数の自治体のいずれかの名称をそのまま継承する場合。合併によって町が市に変わる場合も、自治体名は継承されていると判断した。（例えば、篠山町→篠山市の場合。）また、名称が継承される場合に、表記を漢字からかなに変えるという事例が平成の合併では目についたが、ここでは、かなに変更しても自治体名は継承されたと考えた。漢字表記は同一であるが読みが変わるという場合も、かな表記の場合と同様に考えた。ただし、かな表記の問題については別途触れる。なお本稿では、継承される元の自治体名がどのようにして選択されたかということについては、一切問題としない。合併後も同じ名称が使われる限り、「継承」として分類した。

2：郡名 合併によって市町村領域は広域化する。市町村が広域化した場合、地名として使いやすいのは郡名である。実際に市町村の範囲が郡の範囲とほぼ重なっているものも多い。そこで、郡名が新市町村名としてしばしば使われる。合併市町村の中にすでに郡名を使ったものがある場合、「継承」と分類すべきか、「郡名」とするか判断に迷うところであるが、「継承」として扱った。

3：広域的地名 郡名以外の広域的地名はすべてここに含めた。前に述べた安曇野などの慣用的地名や、筑北（筑摩地域の北部）などの通称がこれに含まれる。また、昔の国名（甲斐市、伊豆市）や県名（東かがわ市、北広島町）を使用したものもここに含めたが、名称が広域化しすぎるので僭称の問題が浮上してくる¹⁵⁾

4：自然地名 地域の中を流れている川、地域の山などが広域化した自治体を表現するためにしばしば使われる。（千曲市、四万十町、など。）島の場合には、川や山と異なり、はっきりと地理的範囲が確

定できるため、「広域的地名」に分類した。(周防大島町、佐渡市、など。)

5：合成地名 すでに述べているので省略する。2つの地名を並べた場合には、地名の元の状態が残っているので、合成地名とは区別し「その他」の中に含めて「連称」とした。

6：創作地名 市町村名は、その土地にすでに存在している地名(既存の市町村名を含む)が採用されるのが普通である。1から4までのカテゴリーがそれに該当する。しかしこのような原則からははずれ、さらに合成地名とも異なるものを、「創作地名」とカテゴリー化した。明治の合併の時にも、めでたい字、好まれる字を使った地名創造が行われ、このようにして作られた地名については、最近になって地名研究者によって「瑞祥地名」という言葉が使われるようになった¹⁶⁾。しかし、瑞祥地名に使われる佳字の範囲を限定することも困難であり、好まれる言葉も時代とともに変遷していく。そこで、ここでは瑞祥地名と呼ばれているものも含めて、人々の願望を表現した言葉、土地や風土の特徴などから新たに考案した言葉、このようなものを含む地名を創作地名としてカテゴリー化する。

7：その他 最後に、上記の分類のいずれにも含めにくいものを「その他」として一括した。どのようなものが含まれるかについては後述する。

このように分類基準を決めたところで、それぞれの分布について集計結果(表5)を見てみよう。

この表によると、新設方式でも約半分が合併前のいずれかの市町村名を選択をしていることが分かる。市町村名の継承は、編入方式と合算するならば336自治

表5 命名類型別合併市町村数

分類	度数	%
継承	224	50.6
郡名	37	8.4
広域的地域名	76	17.2
自然地名	39	8.8
合成地名	17	3.8
創作地名	31	7.0
その他の命名法	19	4.3
合計	443	100.0

体となる。これは、全合併自治体数（合併後の自治体数）の60%に相当する。

郡名を選択したのは37自治体であり、新設方式の8.4%に相当する。なお、「継承」に分類した自治体のうち21は採択した町村名が郡名と同じであり（広島県の世羅郡世羅町など）、これを「郡名」のカテゴリーに移行させると「郡名」を選択した自治体数は58（13.1%）となる。

広域的地域名は新設方式の17.2%になるが、郡と同程度の地域を指す既存の地名（通称を含む）を指す適切な言葉を見つけるのが難しいせいか、国名を競ってつける傾向が見える。丹波市、伯耆町、若狭町、越前市、下野市、飛騨市などがそれに当たる。山梨県には甲州市と甲斐市が誕生し、静岡県には伊豆市と伊豆の国市が生まれるなど国名利用をめぐる競争も生じている¹⁷⁾。さらには、奥州市、坂東市など、より広域を指す市名も生まれており、自治体名称と自治体領域の不整合（僭称地名）という問題が生まれてくる¹⁸⁾。また、結果から見ても、国名を使用する場合には類似した自治体名が近接して乱立する傾向が既に存在しており、自治体名の識別機能が損なわれつつある¹⁹⁾。

自然地名の利用は、ほとんどの場合、川と山の名称が使われており、新設方式の8.8%を占めている。（神流町、千曲市、白山市、雲仙市等。）地域のシンボリックな存在であれば自治体名称としてうまくはまるが、山は複数の自治体に接し、川も複数の自治体を流れていくことが普通なので、僭称となる可能性もある。

明治の大合併時に指針の中に挙げられており、これまで合併時にしばしば使われてきた合成地名は、平成の大合併では新設方式だけを母数としても3.8%に過ぎず、比率を落としている様に思える。新しい傾向として、和歌山県の紀美野町（紀州+美里町+野上町）のように国名を潜り込ませたものや、宝達志水町（宝達山+志雄町+押水町）

のように山名も入れるなど、合成地名にさらに地域的要素を加えようとする例も現れてきた。

創作地名については、いくつかの下位区分を考えることができる。第一に従来型の瑞祥地名であるが、瑞穂町という定番的なものも一例あるが、旧来的なものは減っているように見える²⁰⁾。その中で、美里町（美郷町、会津美里町を含む）を名乗る自治体が6つも増えたのには驚かされる。美里系の町村名は平成10年度末で5つあり、3つは合併により消滅し2つは残った²¹⁾。明治から辿るならば、美里系の地名は最も多く生まれ最も多く消滅していった町村名の一つである²²⁾。第二は、さくら市、みどり市、あさぎり町、湧水町、大空町、黒潮町など、言葉が喚起するイメージを重視した命名である。美里町という命名も、単に瑞祥地名を選んだというよりはイメージを重視した結果であるとみることが出来よう。しかし言葉のイメージだけでは市町村名と土地の固有性が結びつかず、場所の特定が困難となる。湯梨浜町（鳥取県）は、イメージの合成地名とでも言うべき新タイプの創作地名である。第三は、つくばみらい市、四国中央市、吉備中央町など、自治体の願望あるいは方向付けを表現したと思われるものである。山梨県には中央市が出現したが、何の中央なのであろうか。第二、第三のものは、新タイプの瑞祥地名と見なすこともできるが、これまでと較べて言葉の選択範囲がイメージ重視のものおよび抽象的理念へと移行しているように考えられる。

その他の命名法としてあげたものは、以上の分類にうまく組み込めなかったもので、次のようなものからなる。第一は、本来の市町村名に国名等を付加して、地域の存在を明確にすることを狙っているもの。（安芸高田市、豊後大野市、等。）高田市、大野市だけでは所在地の認知は難しいが、国名等が付加されることによって存在が鮮明になるという効果が生まれる。第二は、連称であり、合併前の自治体をそのま

ま並べたものである。発想は合成名詞に近いが、元の地名が保存されるという点で大きく異なる。(由利本荘市、那須塩原市、など。)地名が冗長になるという問題はあるが、地名の保存という視点からは評価できるのではないか。なお、新上五島町、新温泉町という2例では「新」という接頭辞を付加している。「旧」が自治体として存続しているわけではなく、「新生」という意味を込めようとしているのだと思うが、地域で永続することを前提とする自治体名称の付け方としては違和感を覚える²³⁾。

ここで見たように、本来の命名の原則からはずれた合成地名と創作地名の比率はあわせて10.8%と少ない。新設方式でも50%は従来の名称を継承し、40%は郡名、広域名、自然地名など元来存在していた地名を使うなど、大多数は自然な命名を行っている。しかし、少数事例ではあるが、市町村の命名方法がこれまでよりも多様化し、逸脱性が拡大しているのではないかと思われる。

5.4. かな文字の使用等について

平成の大合併でしばしば指摘されているのは、かなを使用した自治体が目立つことである。「継承」と分類したものにも漢字表記からかな表記への変更例が幾つかある。また、今回の合併で論議を呼んだものの一つに、カタカナ使用、外国地名由来の南アルプス市がある。ここで、かな表記を採用した合併自治体の数についても見ておきたい。この分析では、地名の中に慣例的に「の」や「ヶ」などが入っているもの(例えば紀の川市)はかな地名に入れていない。他方、漢字とかなの組合せ(東みよしの町、いちき串木野市など)はかな地名として扱った。平成の合併の集計結果は表6の通りである。

本稿の合併分類カテゴリーではかな表記への変更は「継承」に含めたが、これを名称の変更と解釈すれば、「継承」に分類される自治体

表6 合併によってかな表記を使用した自治体数（新設）

	継承	郡名	広域的 地域名	自然地名	合成地名	創作地名	その他の 命名法	合計
かなを使用せず	208	34	69	36	17	25	18	407
	51.1	8.4	17.0	8.8	4.2	6.1	4.4	100.0
かなを使用	16	3	7	3		6	1	36
	44.4	8.3	19.4	8.3		16.7	2.8	100.0
合計	224	38	76	38	17	32	18	443
	50.6	8.6	17.2	8.6	3.8	7.2	4.1	100.0

数は208（新設自治体の46.7%）に減る。かな表記と命名類型との関連については、創作地名にかな表記がやや多いという傾向が表からは読み取れるが、サンプル数が少ないので有意性があるとは言えない。

平成10年度末の時点で9自治体がかな表記を採用していた。平成の合併によってかな表示を採用した自治体が新たに36出現した。ただし、合併事例のうち1事例ではかな表記の自治体が消滅しているので²⁴⁾差し引きして35の増加になる。

かな表記の自治体は戦後になって現れたが²⁵⁾、これまでの増加スピードと比較すると、平成の合併によって急速度で増えているという見方もできる。

これまでのかな表記事例では、難しい漢字、難しい読みの漢字をかなにするという配慮が見られたが、平成の合併ではあまり関係なくなっている。いすみ市（夷隅）、むかわ町（鶴川）、いなべ市（員弁）、みやこ町（京都）などは難字、難読と見ることができが、南あわじ市（淡路）、かすみがうら市（霞ヶ浦）、つがる市（津軽）など、すでに知名度が高く漢字のままでも困らない（むしろ漢字表記の方が自治体の所在地を容易に同定できる）はずの地名もかな表記に変更している。さらに、いちき串木野市の様に、連名で自治体名を作るときに、半分かな半分漢字というこれまで見られなかった変則事例も現れている。

なお、かな使用以外の細かな手直しとしては、読みの変更（米原市：まいはら→まいばら、山武市：さんぶ→さんむ）、使用漢字の変更（肝属郡→肝付町）が見られた。

6. 市町村名の機能

平成の大合併の結果を前節の分析結果から、次のように要約することができる。

(1)半数以上は既存の市町村名を継承している。

(2)新しい市町村名を選択した場合でも、多くは郡名、広域的地名、自然地名などを採用している。しかし、広域的地名のうち、旧国名の使用は潜在的に僭称の問題をはらむ一方で、合併市町村が名称を奪い合う傾向もあり、類似した名称の自治体名が並立するという問題も生まれている。

(3)既存の地名に国名を付加する事例もいくつか見られたが、市町村の存在を全国に明示するという観点からは是認できる。連称地名も、合成地名と比較すれば自然な地名変更と考えていいのではないか。ただし、既存の地名に「新」をつけるのは市町村名称としては違和感を覚える。

(4)合成地名は今回の合併でも見られたが、出現の相対頻度はこれまでと較べると低くなっていると推測できる。新しい傾向としては、単なる合成に止まらずイメージを重視する創作地名への接近が指摘できる。

(5)創作地名と分類したものについては、従来型の瑞祥地名（佳名）に代わって、イメージ重視のものへとシフトする傾向が見られる。創作地名と分類したものの比率は新設方式の6.1%に過ぎないが、命名の自由度も拡大する傾向が現れている。

(6)市町村名称については漢字を使用するということが戦前は暗黙の

前提となっていたが、戦後はそれが崩れ始め、平成の合併ではかな名称の自治体名が一気に増えた。また、難読、難字とは関係なくかなを使う傾向が見られる。

自治体を命名する時の問題として、特に大きな問題は創作地名とかな名称である。なぜならば、この2つが自治体命名の暗黙のルールとも言うべきものからの逸脱を作り出すからである。しかし、自治体命名の適正な基準についての議論は、専門家（地名研究者）に譲りたい。（谷川2004、片岡2005、楠原2003、今尾2006など）

命名規範についての議論は避けて、最後に、市町村名の機能という観点から問題を検討しておきたい。

市町村名はどのような機能を有するであろうか。

第一に、地域の内部統合機能を指摘することができる。市町村名称自体が地域のシンボルとしての機能を果たす。日本語では通常地名などの固有名詞には漢字が使われるが、表意文字による表記と音声の組合せがシンボルとしての豊かな機能を発揮する。市町村合併においては、合併後の地域としてのまとめ、内部統合を作り出すことが必要である。まとめは、共通の自治体名称によって端的に表現することができる。それゆえ、共通の名称を決定する時に難航し、名称決定の段階で破談になることも多い。合併により、共通の名称の下で統一した地域イメージを住民が持つことが必要になるのだが、それを可能にしてくれる市町村名称を選択するのは、そう簡単ではない。このような条件に一番合うのは、市町村につけられた名前の指示範囲が市町村の領域とほぼ一致する場合であるが、このような名称を見つけるのは意外と難しいことかもしれない。平成の合併においては、外的潮流によって合併に向かう流れが作られて短期間で（合併法のタイムリミットに間に合うように）自治体間の協議をまとめ、決定までもって行かなければならなかった。財政事情によって合併が決まってしまうため、

合併が既成事実として先にあり、合併後の市町村名称が後に来る。それゆえ、最後の名称をめぐる破綻となる事例がしばしば見られた。また、対立を避けるために合併対象となる市町村名を最初から外すという条件のもとで名称選択をおこなったり、中核自治体の名称をひらがな表記にすることによって形式的に新しい名称を採用したという実績を作ったり、様々な工夫で名称をめぐる対立を回避する事例も見られた。かな地名が増えた背景には、市町村名をめぐる対立も作用していると考えられる。創作地名も対立を改称するための手段であるが、快いイメージに走り土地との結びつきを放擲する結果となる²⁶⁾。地名の選択が対立を回避するという内部事情によって決まってくるのであれば、統合のシンボルとしての機能は弱体化する。適切な名称が見つからない場合には、本来であれば地名の掘り起こしが必要になってくる。

第二に、対外的に自らの存在を明確に表示する機能である。対外的アイデンティティの維持と言い換えることもできる。このような視点から最低限必要なのは、他の自治体と弁別するという機能であり、狭い地域に似た名称が並ぶことは混乱を招くので避ける必要がある。さらに、次のステップでは、地域名称の知名度という要因が重要になってくる。外部に地域の存在を明瞭に認知してもらう、その地域について一定のイメージを持ってもらうということが地名の重要な機能となる。地域間競争ということ視野に入れるならば、知名度は少なくとも国内的なものであることが望ましい。地域の知名度は自然資源、歴史資源、観光資源といった要因のウェイトが大きいですが、産業活動や文化活動の蓄積もまた重要な要因である。地域名称にはこのような要因が結びついているので、安易な創作地名の採用は地名に結びついた無形の資源を抹消することになりかねない。また安易に旧国名を採用することも、名称と実態のギャップを作り出し地域の信用問題となりかねない。旧自治体名を消滅させることは、これまで積み上げてきた無

形の資産を放棄することにつながるので、何らかの形で名称の連続性を維持する必要がある。平成の合併では、豊かなイメージ喚起能力を持つ市町村名が消滅した。例えば、長野県の事例を拾うならば、戸隠村、鬼無里村（いずれも長野市に編入）という由緒ある名前が消えたことは惜しい。全国を見ると、大曲市（→大仙市）、角館町（→仙北市）といった著名な名前が消えている。多くの論者が指摘するように、合併後は消えた地名を大字として残すことが最低限必要であろう。このような地名は、一旦は消えても、将来的には地域振興の資源となることが期待できるのだから、有効な保存法を考えるべきだろう。

第三に、時間の中で地域の同一性を維持する機能である。歴史的アイデンティティの維持と言い換えることも可能である。自治体とは地域の容器に過ぎず、自治体が合併によって変遷を遂げても、地域の歴史はそれとは無関係に存在している。市町村名称は地域の歴史の流れと蓄積を反映したものであることが望ましい。新規に選ばれる自治体名称は、少なくともこのような地域の歴史を切断するものでないことが必要条件である。また、第二で述べた地域の知名度や地域のイメージは、地域の歴史の中で作り上げられたものである。それゆえ、第二の機能と第三の機能は密接に結びついている。創作地名の選択は、必然的に歴史の切断を作り出す。新名称がどのように良いイメージをもっていたとしても、また話題性に富んでいたとしても、それは一時的な効果であって、地域を知名度や地域イメージがゼロのところから出発させる結果となる。また、地域の対外的アイデンティティ機能も歴史的アイデンティティ機能も、漢字で表記された名称と結びつくことが多く、かな名称の採用も得策とは言えない。

合併による新たな市町村名称が上記の3条件を満たすことは、かなり難しいのかも知れない。前に取り上げた安曇野市は例外的事例であろう。改名による効果は簡単に期待できないかもしれない。それゆえ、

合併対象となっただれかの市町村名を残すということが、多くの場合、事実上賢明な選択となる。新しい地名を採用する場合にも、昔からの地名を使用・利用することが、多くの場合、賢明な選択である。創作地名の採用は、ニュータウン建設と同様の発想に基づくものであり、周囲や過去から隔絶した場所に自治体を作るという意思の下で行われる場合にのみ是認できる。(しかし、これはデベロッパーの発想であっても、自治体がとるべき道とは考えられない。)

平成の合併によって、多くの自治体は時間に追われるままに合併に踏み切った。その合併が何をもたらしたかについての評価をそろそろ行う必要がある。その時に、新たな市町村名称を選択した合併自治体にあつては、上記の3つの観点から命名の効果についても是非とも検証を行ってもらいたいと思う。また、市町村名を継承した自治体にあつても、失われた市町村名(継承されなかった市町村名)が存在するのであるから、消失の効果についても検証を行ってほしいと思う。

【注】

- 1) 明治21年6月13日内務大臣訓令第352号には「町村ヲ合併スルハ其資力如何ヲ察シ大小広狭其宜ヲ量リ適当ノ処ヲ為スコシ但シ大凡三百戸乃至五百戸ヲ以テ標準ト為シ猶従来ノ習慣ニ従ヒ町村ノ情願ヲ酌量シ民情ニ背カサルヲ要ス」(第三条)とある。亀卦川浩1940を参照。
- 2) 藤田武夫によれば、戦後の町村行政の領域の拡大、特に六三制義務教育の実施と自治体警察の発足による町村経費の激増が町村合併強行の要因である。(藤田1978、pp.34-46)
- 3) 平成11年度の改正で導入されたのが、地域審議会の制度(合併前の市町村を単位として地域審議会の設置が可能)、合併特例債の新設、新設合併の場合の市の要件の特例、などの措置であった。
- 4) 以下、旧法の実質的適用期間であった1999(平成11)年度から2005(平成17)年度までを取り上げる。その後は新法の適用期間となるが、新法の下にある平成20年度末もしくは見込み数を含んだ平成21年度末と比較すると、数字と順位は若干変わってくる。例えば、最も市町村減少率が高い県は2009年度末では長崎県(73.4%)に変わる。
- 5) 町村合併促進法は1953年10月から3年間の時限立法として施行された。目標は三分の一の減少であったが、1958年6月1日時点で3,682の市町村が存在してお

- り、6,453の自治体が減少した。ほぼ目標通りに進捗したことが分かる。(自治省1962)
- 6) 平成の合併に限るならば、筆者が気づいただけでも以下のものがある。今尾2006、片岡2005、紀田2006、楠原2003、竹内2009、谷川彰英2004、谷川・今尾2003
 - 7) 出版元は松本の鶴林堂書店であり、内容はしっかりしている。編者の平瀬泣崖については筆者は寡聞にして知らないが、奥付の編著者名には胡桃沢勘内とある。
 - 8) 長野県内の自治体で、全国100位の中に入っているのは、松本市42位、長野市46位、諏訪市85位である。ちなみに、上位には北海道の自治体と、神戸、横浜、京都が顔を出している。第1回目は市のみが対象であるが、第4回目の「地域ブランド調査2009年」では市区町村が対象となっている。長野県内で100位以内に入ったものを上げると、軽井沢10位、松本43位、白馬村56位、安曇野市59位、長野市76位となっている。
 - 9) 以下、亀卦川1940による。
 - 10) 亀卦川1940に取り上げられた静岡県の事例では「縁故無し」とされているものが、井戸論文の「人為的町村名」に該当するものと考えられるが、井戸論文の静岡県分で計算すると15%になる。井戸論文の静岡県サンプルは147である。
 - 11) 日本地名研究所のホームページには、市町村合併に対する緊急声明(2002年3月付け)が掲載されているが、過去の好ましくない地名改変の例として、合成地名の分野で更埴市が最初に挙げられている。(http://www8.ocn.ne.jp/~timeiken/kadai.html)
 - 12) 「合併日順一覧表」を使用。2009年9月10日現在のデータを参照した。
 - 13) なお、平成18年度から21年度の合併件数(予定も含めた)についてみると、43件の内、平成11年度から17年度までに合併した市町村が係わっているのが16件であり、何れも編入である。
 - 14) 初回に新設方式をとった自治体は、さいたま市、南魚沼市、北杜市、富士河口湖町、静岡市、東近江市、米原市、宗像市、唐津市である。
 - 15) 僭称の問題については、楠原2003、片岡正人2005を参照されたい。
 - 16) 以前に出版された井戸1979では「佳字名称、数詞名称」(p.14)という表現が見られ、楠原1990では「地名としての意義をなさない願望的名称、美称、抽象名」(序文)という表現が使われていた。最近の文献である片岡2005、今尾2006、黒田2005では、「瑞祥地名」、「瑞祥名称」という表現が使われている。
 - 17) なお、「伊豆の国」は国名そのものではないと判断して、その他のカテゴリーに入れた。
 - 18) 坂東市の事例については、利根川の別称である坂東太郎と解釈すれば、「自然地名」のカテゴリーに分類される。
 - 19) 例えば、島根県には出雲市、雲南市、東出雲町、奥出雲町が並存することとなった。鹿児島県では、南さつま市、薩摩川内市、さつま町が生まれた。高知県の場合には、平成の大合併以前から、土佐市、土佐町、中土佐町、土佐清水市が存在していた。
 - 20) 黒田2005では瑞祥地名の例として、福富、稲富、今富、瑞穂、黄金、日の出、朝

日・旭、曙、青葉、若葉を取り上げ、出現時期の時代的分布を分析している。青葉、若葉は昔はほとんど見られず、1960年代以降急増しているという指摘は、本稿の分析と合わせて考えると興味深い。

- 21) 読みに関係なく、三郷、三里、美郷、美里を「美里系町村名」とした。消滅したのが長野県三郷村（→安曇野市）、三重県美里村（→津市）、和歌山県美里町（→紀美野町）であり、残ったのが埼玉県三郷市と奈良県三郷村（さんごうそん）である。
- 22) 楠原2000で調べると、消えた町村名として美里村が7、三郷村が5、美里村が1あったことが分かる。さらに「さんごう」と読む三郷村は5つあったことが分かる。時代的な傾向については、村成立の由来を示す三郷（三里）からイメージ性を重視した美郷（美里）へと変わっていると言えるのではないかと。
- 23) これから先のある時点で「新」を落とすことを検討する必要があるのではないかと。
- 24) 滋賀県マキノ町が新設合併により高島市となった。
- 25) 最初のかな表記の自治体は長野県ちの町であったが（昭和23年）、1955年に合併により茅野市となり消滅した。その後、むつ市（1960年）、いわき市（1966年）などの登場により、かな地名が少しずつ増えてきた。
- 26) 矢沢2005では、栃木県さくら市の創作地名決定のプロセスについて詳しくレポートしている。

【文献】

- 井戸庄三、1976、「明治22年新町村名の研究」『地理学評論』vol.49-5、pp.285-299
- 井戸正三、1979、「町村合併と新町村名」『地理』vol.24-11、pp.14-20
- 今尾恵介、2006、「平成の大合併」における新自治体の命名傾向『言語』vol.35-8、pp.20-28
- 片岡正人、2005、『市町村合併で「地名」を殺すな』洋泉社
- 亀卦川浩、1940、『自治五十年史・制度編』名著普及会
- 紀田順一郎、2006、「平成大合併に見る日本人の地名感覚」『公評』vo.43-7、pp.64-71
- 楠原祐介、1990、『市町村名変遷辞典』東京堂出版
- 楠原祐介、2000、『消えた市町村名辞典』東京堂出版
- 楠原祐介、2003、『こんな市名はもういらない！』東京堂出版
- 黒田祐一、2005、「日本における瑞祥地名の変遷」『松江工業高等専門学校研究紀要』vol.40、pp.27-33
- 竹内正浩、2009、『日本の珍地名』文春新書
- 谷川彰英、2004、「安易な地名改変で失われる地域の歴史と風土」『論座』2004-9、pp.234-239
- 谷川健一、今尾恵介、2003、「市町村合併で生まれる「トンデモ市名」に異議あり」『中央公論』vol.118-10、pp.243-251
- 平瀬泣崖、1915、『松本と安曇』鶴林堂書店
- 藤田武夫、1978、『現代日本地方財政史（中巻）』日本評論社
- 村山研一、2007、「町村合併と山村社会・・縁辺化と地域資源」『内陸から見た日本列

島に関する総合的研究』平成18年度財団法人三菱財団人文科学助成研究調査報告書、pp.15-18
矢沢高太郎、2005、「“平成の大合併”で続出した愚劣な地名」『調研クオータリー』2005冬、pp.122-133
自治省、1962、『町村合併促進・新市町村建設促進に関する参考資料 第三巻』

なお、第4節は、村山2007の一部に大幅に加筆したものである。

(受稿日 2009.10.13 掲載決定日 2009.10.13)

(むらやま・けんいち／信州大学人文学部)

Annexation and Consolidation of Municipalities and the Names of New Communities

MURAYAMA, Ken'ichi

【Abstracts】

The number of municipal corporations in Japan has reduced by half between 1999 to 2006, by the national government's policy on local finance. There are two ways to reduce the number of municipalities, annexation and consolidation. In the case of consolidation, one of the important problems is how to name new communities. In this paper, I analyzed how new community names were selected, and pointed out the problems about them. About 50% of newly consolidated communities adopted one of former community names. About 40% adopted the famous place-names of the area. And 10% invented new names. Two new tendencies were found in naming. (1) In case of invention, words denoting favorable images but have no relations with the places are often used as new community names. (2) In some cases community names are written in only KANA characters. These tendencies were made as consequences of compromising processes between old communities which made new one, but weakened intangible property of communities, the power of place-name.

Keywords Annexation and Consolidation of Municipalities, naming of new community, place-name